

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成30年1月22日 午前 9時30分 開会 午前10時55分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	清田文雄委員長 高橋英俊委員 柴崎 茂委員 坂田よう子副委員長 二宮加寿子委員 関 威國委員
4 傍聴議員	片野哲生議員 渡辺順子議員 奥津勝子議員 玉虫志保実議員
5 説明員	中崎町長 和田政策総務部長 齋藤総務課長 常松公共施設再編担当主幹兼公共施設係長 石岡公共施設係主任技師 岩本消防長 栗原副町長 柳田副課長兼総務法制係長 関口消防総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	(1) 大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について (2) 大磯町公共施設等第1期個別施設計画(素案)について (3) その他
8 その他	一般傍聴 なし

(午前 9時30分) 開会

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 皆さんおはようございます。定刻になりました。ただいまの出席委員は6名です。鈴木京子委員から欠席の届けが出ております。

それでは、これから総務建設常任委員会協議会を開催いたします。

初めに町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。昨日は町内一周駅伝と、子供たちのマラソンに皆さん御出席いただき、応援もいただきましてありがとうございます。

本日はお手元資料にございますが、総務建設の常任委員会、大磯町職員の給与の件と公共施設の件2題でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。

直ちに本日の会議に入ります。

会議次第はお手元に配付したとおりでございます。本日は議題が2件ありますので、よろしくをお願いいたします。

議題(1) 大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 議題の(1)「大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課どうぞ。

○総務課長【齋藤永悟君】 おはようございます。総務課の齋藤です。

それでは、3月議会定例会に提出を予定しております大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、説明資料の1ページをお開きください。

初めに改正概要でございます。

今回の改正は、平成29年8月8日に発表されました人事院勧告に基づきまして、国会において国家公務員の給与を引き上げる一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことを踏まえ、大磯町職員等の給料月額及び勤勉手当の支給月数の引き上げを行うために、規定の改正を行うものでございます。

続きまして、改正内容についてでございます。

今回の条例改正では、大きく2つの内容について改正を行うことを予定しております。

1点目は月例給及びボーナスの引き上げについてです。月例給の引き上げにつきましては、国家公務員の俸給表における改定を準用して改定を行う予定でございます。具体的には、職員の初任給を1,000円引き上げるとともに、若年層、おおむね30代前半ぐらいまでの職員になりますが、その職員につきましても同程度1,000円の引き上げの改定を行うものでございます。また、その他の職員につきましては400円の引き上げを基本に改定を行う予定でございます。また、特定任期付職員、現在該当の職員はおりませんが、につきましては、給料月額を給料表1の引き上げを踏まえ、改定を行います。

なお、全体の平均改定率につきましては0.2%の改正になります。

続いて、ボーナスの引き上げについてでございます。

現行のボーナスの支給月数4.30月を0.1月分引き上げ、4.40月に改定いたします。資料に記載してあります表は、6月と12月のボーナスの支給について、29年度と30年度以降の状況をあらわしたもので、今回改正する0.1月の引き上げ分は、30年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当にそれぞれ0.05月プラスして、0.85月から0.90月に引き上げを行うことをあらわしております。

続いて2点目は、改正を行う条例についてでございます。月例給及びボーナスの引き上げに伴い、改正が必要となる条例は、記載しております3つの条例になります。一つ目は事務職員、技術職員、消防職員、技能労務職員の給料について規定をしております大磯町職員の給料に関する条例、2つ目は幼稚園教諭の給料について規定しております大磯町立幼稚園の教育職員の給与に関する条例、そして3つ目は特定任期付職員の給料について規定しております大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例となります。

最後に、3点目は条例の施行日についてでございます。条例の施行日は平成30年4月1日からを予定しております。

以上、簡単でございますが、3月議会定例会に提出を予定しております大磯町職員の給与に関する条例等の一部改正について、説明を終了させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。本議題は、3月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に確認のある方は挙手を願います。質疑をお願いいたします。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

では、質疑を終了いたします。

議題（２） 大磯町公共施設等第１期個別施設計画（素案）について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 次に、議題（２）の「大磯町公共施設等第１期個別施設計画（素案）について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。それでは、説明をさせていただきます。

それでは、資料１でございますが、１枚めくっていただきますと目次がございますが、１ページ目から４ページまでが第１章で総論となります。

１ページ目の「背景と目的」ですが、公共施設の問題につきましては、平成25年度から26年度にかけて、町では所有している全ての公共施設を対象に、建物の基礎データ、維持管理費、運営費等の状況などの実態を調査し、既存施設の改修、建てかえに係る経費の試算も行いました。

国からはインフラを含めた公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成26年４月に全国の地方公共団体へ公共施設等の総合管理計画の策定要請がありました。

こうした状況の中、町では予想される今後の財政状況と公共施設等の改修、建てかえに係る経費のバランスをとるために、公共施設等のあり方や見直しを進めるに当たっての基本的な方向性を示す公共施設等再編基本方針を平成28年５月に策定をしました。

そして、公共施設等の総量把握とその管理に対する現状の課題認識を整理し、持続可能で適正な施設規模や施設ごとの取組方針を定めた公共施設等総合管理計画を29年の３月に策定をいたしました。

それらを踏まえまして、各施設の具体的な将来の対策、方向性を定める個別施設計画を策定するものです。

次に、「２．計画の位置付け」ですが、本計画は総合管理計画の下位計画ということになりまして、今御説明したとおり、基本方針から総合管理計画、管理計画から今回の個別施設計画へという段階を踏んでの計画となっております。

次に２ページ、次のページですが、「３．計画の期間」で、計画の期間の考え方という図が下にございますけれども、こちらを見ていただきますと、個別施設計画も総合管理計

画と同様に計画期間は30年間としまして、10年ごとに3期に分割しまして平成29年度から38年度までを第1期とし、そのうちの前期5年間と後期5年間の年次計画で作成をしています。

計画期間中は、前期と後期の5年間において計画の進捗を管理、予想しながら、前期の終わりにかけて、後期5年間の修正や見直し、それから後期の5年間では後期の終わりにかけて第2期の計画の検討をするというような形になってございます。

次のページで、「4. 対象施設」となりますが、公共建築物は7つの類型で整理をしています。全部で62施設、棟数ですと90棟という形になります。

インフラ施設は5つの類型で下の表のとおりとなりますけれども、道路やトンネルなどとなります。

次のページをお開きいただきまして、4ページになりますけれども、こちら「5. 個別施設計画における視点」となりますけれども、こちら1点目は、行政として必要不可欠な機能を有する施設の維持存続は優先する。2点目が、築年数が長い老朽化している施設、それと3点目が、築年数が浅く計画的な予防保全や維持保全に取り組めるものや民間活力の導入や自治会、地縁団体になりますけれども、そちらへの移管が検討可能なもの、それから4点目が、第1期の計画期間で公共施設以外での代替が困難なもので、これらの視点から第1期の対象施設のほうを選定をしています。

そして、「6. 今後の取り組みに向けて」ですが、次のページ、第2章から各施設の対策、方向性に沿って施設ごとの具体的な取り組み等になるのですけれども、対策、方向性の協議決定については、対象施設に関連する町民、利用者、関係団体等との協議を行い、十分な調整を行い、進めていくこと。また、事業実施の際には、総合計画への位置づけ、それと行政経営プランとの整合性を図り、財政負担の平準化を図っていきます。

それと、第1期の対象の対策方向性が、後で出てきますが、存続となっている施設でも、築年数が長いものや施設のあり方を考慮するものは、また第2期以降の計画で、対策方向性を改めて検討するというようにしてございます。

それでは、次のページ、5ページ以降が第2章の個別施設計画となります。

5ページ、まず最初が1としまして、庁舎・消防施設で、こちらあわせて見方を説明をさせていただきますと、まず「1. 対象施設一覧」でございます。17の施設が対象となっています。

次、「2. 施設の整備状況」ということになります。こちら、7ページまで続いていき

ますが、こちらいつ建設され、主な工事の実施状況などを記載しています。

次に、「3. 今後の方向性」ですが、「(1) 再編への取組方針」という、こちらにつきましては、総合管理計画で策定した方針で、1から4が庁舎・消防施設における施設ごとの対策、方向性を考える上での方針となっております。

そして、「(2) 施設計画」としまして、第1期に本庁舎、保健センター、消防本部を対象としています。

その下、個別計画には第1期の各施設の対策（方向性）、それに対する説明を記載しています。

本庁舎ですと、複合化での建てかえとする対策（方向性）で、説明欄のほう、必要な耐震性の確保が早急に必要ことから、複合化とあわせ、建てかえ等の調査協議を行うとしています。

これが第1期で進めていく内容でございます。消防本部も老朽化が進んでいますので、単体での建てかえが可能なのか、複合化は本庁舎などと可能なのかというような形の調査協議を行うとしています。

次のページ、8ページになりますが「(3) 第1期の計画」、スケジュールになります。

第1期の10年間で、期間中の前期5年間で手をつけていくことを掲げ、実線で囲んでいます。その後については破線で囲まれています。実線の内容が決定した場合に、その後どう進めていくのか、想定される次のステップということで、破線で囲んでいます。

本庁舎につきましては、平成33年で築50年になります。建物の状況からも長寿命化を図るのは無理があり、30年度から建てかえに向けた調査協議に着手したい。想定としてですが、決定したら次に基本構想、その後、基本・実施の設計を進めていきたいという破線で囲んでいます。

保健センター、消防署については、本庁舎の建てかえの調査協議で場所も含め複合化が可能なのかも検討されますので、1年おくれて31年度からとし、ここで複合化が難しければ、単独の施設で進めるのか、建物の築年数なども考えまして、5年後の後期計画で再度対策方向性を修正するといったことも出てくるのではないかとということでもあります。

残りの6つの類型も、このような構成で個別計画のほう、策定しています。

続けて9ページのほうに進んでいきたいと思えます。

こちら2としまして、学校教育施設ですが、「1. 対象施設一覧」のとおり7つの施設が対象で、次のページをめくっていただいて、「3. 今後の方向性」ですが、こちらの中

で「（１）再編への取組方針」は、長寿命化、複合化、民営化で、「（２）施設計画」は第１期に７施設、全部を対象としています。

その下、個別計画として、学校は公共施設以外での代替、今後の児童生徒数の見込みから統廃合は難しいため、長寿命化に向けた計画的な保全を進めるとして存続、幼稚園は４園を２園に統廃合する計画が進められましたので国府幼稚園は廃止、残りの２園は存続との対策、方向性という形にしております。

11ページの下のところ、「（３）第1期の計画」、スケジュールですが、存続する場合は長寿命化の推進がその後進んでいくような形になりますので、そういった形で記載をさせていただきます。

12ページ、次のページになりますが、たかとり幼稚園につきまして、一番下でございますが、築年数が浅いため計画的な予防・維持保全の推進という形で、その後、破線のほうで囲んであります。こちら、これを続けることによって、これから先も長寿命化につながっていくというようなところで、こういった表記にさせていただきます。

大磯中学校、上にちょっと上がっていただきますと、大磯中学校３号館の大規模改修に向けた計画が進められていますので、31年のところで設計を実線に入れてございます。

続きまして、13ページで、３の子育て支援施設ですが、対象施設としては３つの施設になります。「３．今後の方向性」、「（１）再編への取組方針」は、長寿命化、施設多機能化や複合化を検討、それから民営化というところでございます。

「（２）施設計画」は第１期にこちらも３施設全部を対象としております。

次のページ、14ページになりますが、こちらで個別計画として、国府保育園は検討という形としておりまして、公立幼稚園から民設民営の認定こども園に移行した後、今後の待機児童数の見込み等、今後検証した中で公立保育所の施設のあり方を検討するというようなところがございまして、検討という形にしております。

学童保育、子育て支援施設に関しては、存続としております。

その下、「（３）第1期の計画」、スケジュールですが、国府保育園は来年度から検討に向けた調査という形のスケジュールになってございます。

続きまして15ページ、４の保健福祉施設ですが、こちら対象施設のほうが４施設が対象で、「３．今後の方向性」、「（１）再編への取組方針」のほうは、運営継続・廃止等を検討、民営化、類似機能の共有化、施設使用料の見直しというような形の４点になってございます。

次のページで「（２）施設計画」としまして、ふれあい会館は施設の貸し出しを行う同様な施設との集約化について協議するとしまして集約化、福祉センターは民間移管について施設も含め協議するとして民間移管、障害福祉センターは存続、老人福祉センターは検討としております。

17ページの「（３）第1期の計画」、スケジュールになりますけれども、各施設、年度をずらして計画に取り組むという形にさせていただきます。

続きまして、18ページ、こちら5、地域集会施設となります。「1. 対象施設一覧」のとおり19施設の施設が対象で、20ページになりますが、「3. 今後の方向性」ということで、「（１）再編への取組方針」は財産移管、統廃合ということで、「（２）施設計画」に関しましては、第1期に6施設を対象としています。

個別計画としまして、地域会館につきましては建物の更新時期も見据えまして、地域の活動拠点として存続していくため、自治会、地縁団体などへの移管や移管に合わせた統廃合など協議を行うとして、対策、方向性に関しましては、町民移管、統廃合という形にさせていただきます。

21ページの「（３）第1期の計画」、スケジュールでございますが、前期5年と後期5年で3施設ずつの計画としておりまして、前期のスタートを31年度としています。来年度の30年度というのがあいておりますが、具体的な内容の整理や地縁団体に関する法令等の準備などに取り組む期間としていることで、30年度のところがあいております。

次に23ページ、6の社会教育・スポーツ施設でございます。対象施設につきましては、8施設が対象となります。次のページのところに「3. 今後の方向性」という形になりますが、「（１）再編への取組方針」につきましては、民営化、類似機能共有化、広域化で、「（２）施設計画」では、第1期に6施設を対象としています。

その下、個別計画としまして、岩田記念の室内競技場は検討、生涯学習館は施設の貸し出し等を行う同様な施設の集約化について協議をするということで集約化、大磯運動公園管理棟ほか3施設につきましては存続という形でございます。

次のページ、25ページから、「（３）第1期の計画」、スケジュールという形になりますけれども、26ページにかけまして、ごらんのような形のスケジュールという形になってございます。

26ページの旧吉田邸につきましては、来年度管理運営の検討を行い、31年以降指定管理者制度の導入に向けた計画ということもあるため、スケジュールのほうに一応そちらのほ

うを記載しております。

次に27ページが7でその他施設となります。こちら対象施設としては12施設が対象で、次のページ28ページのところで、「3. 今後の方向性」なんですけれども、「(1) 再編への取組方針」は、運営継続・廃止等を検討、施設の運営の見直し、施設の多機能化（複合化）を検討と、広域化というような形となっております。

「(2) 施設計画」で、第1期に9施設を対象としています。次のページから個別計画につきましては、各施設において複合化、廃止、民間移管、存続、建てかえでの広域化といった対策方向性としております。

30ページのところが「(3) 第1期の計画」、スケジュールについてになりますけれども、ごらんのような計画となっております。存続以外は、施設により前期5年での計画と、また後期5年での計画という形になってございます。

次に32ページ、8のインフラ施設になります。「1. 対象施設一覧」のとおり、道路、トンネル、橋梁、下水道施設、公園施設の5つをインフラとしてまとめています。

インフラは、総合管理計画で基本的に全て長寿命化の方針となっておりますので、個別計画の対策、方向性も長寿命化という形になってございます。

34ページのところで、「(3) 第1期の計画」、スケジュールのところでございますが、長寿命化の修繕計画等、既に策定し、実施されている施設は計画の実施として実線で囲んでいます。

また、今後予定されております修繕計画等の策定なども記載しております。

一番最後のところ、35ページについては、各施設で、「対象施設建物詳細」ということで、別紙のとおりと書いてある内容の部分は、この35ページのところで一覧で詳細を載せてございます。

それと、個別施設計画の説明は以上となりますが、続けて資料2の今後のスケジュールをごらんいただけるでしょうか。本日22日の協議会后、2月5日から3月5日まで、素案のパブリックコメントを行い、意見の募集を行う予定でおります。

素案の修正を行いながら、3月の中旬に公共施設再編問題等検討会議ということで、関係所管の課長が構成員となっているところの会議を開催し、計画案について協議を行います。

その後、3月下旬に政策会議へ諮りまして、3月末に策定といったスケジュールで予定しております。

説明のほう、少し長くなってしまいました以上となります。よろしくお願ひいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうもありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柴崎委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 話を聞いてて、これじゃ全く話にならないんだよ。何が話にならないといたら、一つの公共施設建てるのに何年ぐらい使うの。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 鉄筋コンクリートの建物でいきますと、50年から60年を一つの寿命として考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 木造だってね、平屋にすればそこそこの年数使えるわけだし、今後大磯町の30年間の、例えば人口の動態調査がどうなるか。どこの地域に偏りそうなのか、そういうことも出てなきゃだよ、そういうものがベースにあって、じゃこの施設は残そうねとかというのならまだわかるよ。

あと管理の経費、今までかかった管理の経費で、年間幾らかかっているんだと。その中には人件費が幾らで、その他の施設運営費が幾らになっているのかということが一つも出てないじゃない。あのね、非常に不満足なんだけど、要するに給食やんのにね、607円かけて給食やってそれでいいかという話と一緒に、もっと安くできるんだったら、350円の給食やれるように何か考えられないのかという話と一緒にだよ。掛かりがするんだったら、その施設やめても、ほかの施設にしたほうがいだろうということは考えないかい。こんな程度のレベルでパブリックコメント求めて、町民に何を期待してんの。うちの近くの施設だから、そのまま温存させようか。そんな程度のことだったらやめたほうがいいって。

だって、人口推計がどうなるかということを出さなかったらだよ、ましてやここまでの第1期の何とかだといっているの、例えばだ、言い方変えれば、この施設を全部更新したら幾らかかりそうなのかという一つの施設について、幾らの更新施設がかかりそうかという、そういう程度のことさえ出てなかったら、じゃ何を残して、各論賛成の総論反対になるに決まってるじゃない。

これで何を判断しろというんだよ。ましてや施設の利用率だって書いてないし、利用率の高いところだったら残してもいいとかという判断だってなるじゃないか。どんな小さい

施設だろうが。これで何を判断しろというの。

何を考えて、きょう会議やってんだよ、本当に。最も重要な案件だぞ、これからの。もっと細かく個別のデータ出してきて、これは存続にすべきなのかすべきじゃないか、そりゃ利用率とか更新の費用とか軽重を考えていったときには、これは残したほうがいいのかもしれないなど、そういう判断するしかないじゃないか。

例えばふれあい会館一つとったって、駐車場もないような施設が今後成立するかい。だって前回の話のときには、吉田邸はこの公共施設の計画からは外すとなって、外すことになってんだよ。今回ちゃっかり載せてんじゃない。何考えてんだよ。議員がだまされると思うのもいいかげんにしといたほうがいいと思うよ、本当に。

だってね、この公共施設の計画のほかはだよ、吉田邸はつくるわ、今度港のにぎわい施設はつくるわ、何がコンセプトだよ。もしこういう計画やるというんだったら、今進行形の新しい施設については全て、とりあえず中止とかということで当たり前じゃねえか、そんなもん。次から次へとこうします、ああします、予算だけ出してきて。そんなことで公共施設の整備の計画なんかできるかい。

これで、もしパブリックコメントを出せるんだとしたら、恐らく住民は自分とこの近くにあって、いざとなったときに避難所になる程度のことしか考えないから、うちの近くの施設は残してください。ここは残してください。全町に広げれば、全部残せという話になるに決まってんや。

運動公園の利用率だってどれくらいなんだよ。指定管理をするのと自己で管理するのと、どの程度違ったのか。例えば、もう既に各地域の会館なんていうのは全て、指定管理で各地域に振り分けなきゃいけないのに、ここに町民移管とか書いてある。町民移管ってこれどういう意味なの。こんな言葉あるのか第一。町民移管とは何なのかって、定義書いてあんの。指定管理料を出しますから、各地域での管理をお願いしますとかと書いてあるならまだわかるよ。一体町民移管って何のことなんだ。まさかその町内に全部戻しますよと、そのかわり寄附していただいたものはお戻ししますから、今後壊れるんでも、その町内にお金を集めて、その町内で更新してくださいねって。これ見てて、町民移管といたらそうとしか読めないよ。

わざわざだよ、国の補助金を得るために、土地も全てのものもね、差し出しますと。ついては住民から3分の1お金とります。町も3分の1出します。老人憩いの家とかさまざま名称をつけることでね、国からの補助金もらいますというような形で、まさに三者が

等分に分担するような形で出して、地域会館新しくしましょうとあって、努力してきてんだよ。一体町民移管というのはどういう意味なの。そういうことさえ出てないじゃない。町民移管の定義って何なのさ。

統廃合なんてさ、経過によっちゃだよ、そういう形で地元住民に負担をかけてきているものをだよ、いきなり統廃合だなんて形で言われて、賛成できると思うかい、地域住民が。歴史があんだよ、そこには。

分類の仕方がどうこうは言わない。けども、その地域地域のそれが、それぞれの歴史があるんだとしたら、町の施設壊すのは勝手さ、管理できないからって。そういう相対的な全体の管理費を町は将来どうできますか、幾らできるのか。

例えばだよ、もっと別な言い方をすれば、全ての建物を更新するのに平均的に40年間の更新の期間があったとする。だとしたら、全ての建物の合計した金額の40分の1を毎年積み立ててなかったら、その残高がなかったら毎年毎年借金をしますということを、あのときの更新計画で決めていただいたから、じゃ借金しますよという話じゃないか。

どれをするかというんだったら、その裏返しの金の問題をどうするかまで、この中に載せてこなかったら、給食と同じだよ。

余り3月の話題のことを言いたくないけど、ばかばかしい限りだよ。鎌倉の給食1食1,150円ついてんだよ。何と横浜は2,300円。それでも教育委員会は平気の平左だ。607円の給食が何で質が悪いかって、業者にしてみりゃさ、何だい、大磯町貧乏人かと、607円しか出さなきゃ俺たちはもっと材料を下げるよと言われてんのと一緒にだって。けども、いかにも異常だぜ。大人が食ってんのが350円とか400円で食ってんのに、それを2,300円、幾らついてたんだって言ったら横浜市の職員は計算しなかったよ、最後。607円だって異常だぜ、どこにそんな607円平均的に飯食うさ、大人がいるよ。

こんな話、計画は全く話にならない。パブリックコメントいつとるかなんて、ナンセンスもいいところだよ。これじゃ借金を重ねますよって宣言のパブリック、まさにあれだよ、公共政策の整備計画じゃなくて、全部維持計画と書いてあるのと一緒にだって。話にならない。どう答えてくれるんだよ、そういう全体について。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

今の、柴崎委員のほうからいろいろと御質問をいただきました。

先ほどの常松のほうの説明でもありましたとおり、この計画につきましては、まず基本

構想を策定し、それぞれ町の個別施設の全体総量の把握ということで管理計画を策定いたしました。

その管理計画の中では、今後の基本的に30年間にわたる町の人口推計、それと財政の状況、公共施設の現状とか、先ほどお話に出たように、耐用年数も定めてございますので、木造施設、またコンクリート施設によってもそれぞれ耐用年数も違いますし、更新に係る費用もそれぞれ違ってまいりますので、そういった係る費用も総合管理計画の中では、一応全て明示をさせていただきました。

その上で、総合管理計画の中では、そういった現状を踏まえた中で、これから7つの施設類型をどういう形で町のほうとして維持管理していくかということが定められておりますので、総合管理計画の中で、ただいまの個別の計画の方向性ということで御説明した内容も、全てうたい込みをさせていただいております。

ただ、総合管理計画は7つの施設類型を全体的にどうしていくかということだけでしたので、今回の個別計画については、それぞれの施設の状況、また利用状況等もありますので、ちょっと個別に施設の現状判断ということで、町側で判断はしてはいるんですけども、現状評価はしているんですけども、評価枚数がかなり多目になってしまいますので、こちらのほうでは、その現状評価を踏まえた中での今後の方向性ということで、施設の、先ほど御説明させていただいた視点に基づいた今後の取り組みということで、それぞれ62施設、90ほどある建物をどういった形で個別に進行管理をして、先ほど出たように、更新をどうしても町としてしなければいけないもの、また先ほど町民というような御指摘もありましたけれども、言葉が少し足りないかもしれませんが、民間移管、例えば地縁団体等へ移管ができるかどうか、そういったところを含めて管理をしていかなければいけませんので、その計画の進め方として、今回の個別計画を策定させていただいたということになりますので、それに沿った今後の計画の進行を図るということでございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 何言っているかわかんないよ。いろいろ御質問いただきましたっていうんだったら、メモしてて、片っ端から答えてみればいいじゃないか。何にも答えてないじゃないか、一つも。何答えた、今。何言ってるんだかわかんないよ。適当な言葉だけ並べて、よくそんなこと言えるな。俺が聞いているのは具体的なことじゃないか。

じゃ、各施設の年間の経費、幾らかかってんだと。更新するんだったら、幾らかかって

んだと、その施設の利用率は幾らなんだと。そういうことができないで、この施設をこのまま使っていくのか、それとも更新するのか、言ってみれば、92次方程式みたいなもんだよ。これだけのものをして、たかだか給食で昼飯出すことさえできないところに、何で92方程式が解けるよ。給食なんか何次方程式だ。学校が二つある、なるべく温かいものを出さなきゃいけない、607円は妥当か、そういうこと考えてたら10本の指ありゃ足りるって。せめて10次方程式だよ。こんなことも解けないやつが、92次方程式解けんのかよ。

ましてやだぞ、何をやるんだ、ああやるんだって、コンセプト決めるんだなんて言いながら、次から次へと新しいものをつくるんだって言って、平気の平左でつくってんじゃねえの。

吉田邸だって今度の計画には載せないって、前回書いてあんだよ。ちゃっかり出して、何を言ってんだよ。

会議をやるに及ばないよ。俺の血圧上げたいと思ってこんな会議やってんのかよ、本当にむかつくって。これが何がデータだよ、これで何を判断しろって言うんだよ。全部の更新の費用だけでも出してみなさいよ。何十億かかんだ、何百億かかんだよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

今、柴崎委員のほうからお話いただいた内容は、総合管理計画に人口推計からそれぞれ載っておりますので、その内容をまたこの場でということでは、昨年策定させていただいた計画になりますので、できればきょうお持ちいただきながら、見ていただいた中で、個別計画のほうの内容の確認をお願いしたいということとさせていただきますので、済みません、策定済みの計画なので、中身のほうを御確認いただきますと、細かな内容が全て記載されているといった状況になってございます。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 じゃあさ、二つだけ聞くよ。1年間の各場所の管理計画をトータルしたもの、それ92カ所個別に言って、じゃトータルしたら幾らだと言ってくれよ。もう一つだ。全ての更新計画は新しくした場合、一体幾らの総額の費用がかかるのか言ってくれよ。その40分の1の費用をためこんでさえいりゃ、別に今すぐ何を更新するとかしないとかって決めなくたっていいんだよ、そうだろう。だって、40年間ものが使えるんだとしたら、40分の1の費用が全ての費用の足したものの、それが残ってりゃ、別に何の憂いもねえよ。そのときになって、ああ利用率少ないから、この施設は使わなからうねといったら、資金としてため込むだけの話だよ。それだけでもわかるようにし

てさえくれれば、こちらとしての判断基準にはなるんだよ。

じゃ、言ってくれ、その二つ。年間の経費の総トータル、全てのな。もう一つ、今、全て更新した場合の一体費用が幾らかかるのか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

施設の今後40年間にかかる更新費用の金額でございますが、総合管理計画の17ページのところに見通しという形で数字が出ておりまして、総額が298億円という金額になってございます。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 それは何の費用だよ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 公共建築物の今後の改修にかかる費用と、あとそれぞれ築年数が来て建てかえになると、その建てかえの費用という形のところで計算した数字が298億円。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 二つ答えてくれと言ってんだよ。一つは1年間にかかっている経費の総額だよ。もう一つは、例えば、あした計画して、全てを更新する場合の建設計画、費用だよ。

今後40年間のといたら、だって40年間どうやって出したんだよ。更新するとか更新しないとかということを決めてんだろ、だって。

じゃ、ざっくり300億で、このうちの40分の1、その費用あんのかさ。年間7億ずつ積み立てなきゃいけないんだよ。ざっくり計算したって。そんな金どこにもねえじゃん、そこに持ってきてだよ、前段で何言ってる。職員の給料上げる、俺なんか頭悪くなったのかと思ったよ、本当に。何を考えてんだよ。

前段の議案出してて、この次のこともやってくれと言ってて、どう整合性がとれる。じゃ何を減らすんだよ。議員の給料減らすのか。長の給料減らしたって、すぐにもとに戻してしまうんだから。火葬料は減ったままだぞ。どこにしわ寄せ寄せんだよ、最後。どう考えたってしわ寄せなきゃいけないってわかってんのに、だとしたら、この300億なんかできるわけねえだから、最初から200億にする計画でいくしかないですって、言ってくるんだったらまだしも。

会議だけやりゃ、それで進んでいくってもんじゃねえよ。何を考えてんかわかんねえけ

ど、人件費だって何、3月議会、予算案にどうやって載せてくんのよ、もう可決したぜんとして、その分もオンしてくんのかよ。議会なんかばかにされてんのと一緒だよ、どうせ可決してくれるんだから載せましょうって。普通だったら1月の、3月までの予算できるまでの間に、1月中に臨時議会開いて、この議案だけでも審議してくださいと。じゃなかったら、どうやって4月1日から反映できるよ。何を考えて、いつからやってんだよ、職員は。話にならない。

じゃその2つだけ言ってくれよ。一体年間の経費はどれぐらいかかってんだよ、全てで。少なくともやっているからには経費は賄えてんだろ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松、お答えいたします。

今御質問がありました運営費、年間の運営費という形で計算したものが約4億4,000万が年間の運営費になってございます。

先ほどの施設のほうの更新費につきましては、総合管理計画のほうで今後40年間にかかるところの部分の内容は、総合管理計画の15ページのところで、更新費用の推計方法という形でコンクリートの建物だと耐用年数が何年、改修部分については、ここを改修する場合には耐用年数として何年あるので、例えば20年が来たら、そこを改修するというような形の中で計算していったものが、先ほどの今後40年における更新費の金額というようところで、こちらについては今ある全ての施設をその年数でやった場合にという形の金額で算出したものになります。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ほかの方、いらっしゃいますか。

高橋委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 ちょっと基準についてお聞きをしたいところがあるんですが、公共施設の設計の基準というのは、やはり今までどおり、例えばRC構造が中心なのか、例えば木造という考え方もあるのかどうか、そこ辺をちょっと聞きたいのですけど。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、担当課。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松、お答えいたします。

町として、特に方針という形で出しているものではないんですけれども、その建物の用途ですとか状況によって、構造のほうは考えていくような形になるというふうなところで思っております。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 RCでは何年。先ほど50年、60年と言われてきましたけど、木造では一応何年が償却期間として認められている年数なんですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松、お答えいたします。

木造に関しましては、一応耐用年数としては40年というようなところで考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 先ほど柴崎委員もおっしゃっていたように、やはり今後の社会情勢の変化というのは、やっぱり非常にめまぐるしく人口が減ってきたりとか、税収が減ってきたりとか、あとは異常気象も含めて、建物もどういうふうな影響を受けるかどうかということもあると思うんです。

ですから、例えばRC構造の場合は、一度衝撃を受けると非常に修復するのは難しい。やはり1回ひびが入ったりすると、そこに水の道ができて、中の鉄筋が腐っていく。だけど、斜めになったRC構造の建物というのを、なかなか修復することは恐らく難しいと思うんですね。

ですから、余り大きな建物、何でもかんでもRC構造だ、SRC構造にしてもそうですが、余りお役所的に、今まで我々も民間の工事を見ていると、今までは耐用年数を何か延ばすために、強固なものをつくっていたと思うんですよ。ですけど、建築費用を含めて、いろんな設計費用を含めて、いろんなことを考えていくと、木造という考え方も設計基準にあってもいいんじゃないかと私はずっと思ってたんですよ。

月京でしたっけ、町営住宅のときにも私、こういう話をさせてもらったんですが、どんなものを、どんな形のものをつくるにしても、全てをRCと最初から決めないで、それは本庁舎も含めてそうだと思いますよ。やっぱり平屋の木造だっていいじゃないですか。地元でとれなければ、災害復旧の今進んでいる地方の木材を仕入れるとか、いろんなやり方

ってあると思うんですよ。

ですから、地震が起きた場合でも、木造の改修するのは非常に簡単なんです。処分も簡単だ。だからそういうことをどうして役所というのは、設計基準というものを全てRCとか全てSRCとかではなくて、もっと今後に合わせていったような考え方を、そろそろここで変えていくべきなんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺、町の考え方ってどうなんですか、そこら辺は。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、担当課。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

町で公共施設を新たにつくるとしますと、どうしても町内の都市計画上の制約をまず考えないといけないと思います。敷地がある程度大きくて、建蔽率や容積率がある程度あればいいですが、そこにあと必要な建物面積、床面積がどの程度になるかということで、1階層なのか2階層なのか、複数階にわたるのかというようなところになるかと思うので、場所もなかなか広いところが見つからないといったのが一番難しい条件になりますので、その対象となる敷地、またその建物、そういったものを見ながら、今計画しているものについても、全てがRCということではなくて、鉄骨造りであったりとか、そういったものも、木造も当然視野には入れておりますので、どこまで使うのかとか、そういうところもやはり考えなければいけませんけれども、基本的な複数のものの考え方を当然持った中で、公共建築物については検討していかなければいけないという認識は持っておりますので、今委員のほうからお話がありましたような形で、進めていくようなことでは考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員、どうぞ。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 この建物でさえ、今ここに建っているものでさえ既存不適格という格好で、法律の中では、この同じ建物はここにつくれないわけでしょう。これは今までも何度もこういう話してるじゃないですか。ここは既存不適格ですよ。

だけど、行政が考えるとなれば、やっぱりその法的なことをある程度クリアすることはできるのかもしれませんが、普通は国道から30メートルないし50メートル入った場所については、例えば建てかえができないという、普通一般の規制というのがあるじゃないですか。

だけど、逆に言えば、行政がやるからこそ、例えば今調整区域であるところとか、いろんな大磯の平面図を見たときに、ここへ持っていけば、こういうことができるんだということを、時間をかけて考えることは可能だと思いますよ、それは。だって、それ行政がやることなんでしょう。

それは昔と違って、時間がかかるかもしれません。行政が主導してやることですからね。前は行政がやるから全てできた部分もあるかもしれません。今、開発行為は当然町でもしなくてはいけないので。ただ、安全に、例えば平屋で広さを確保して、例えば小磯の真ん中にちゃんといろんな総合施設を集約させるとか、例えばですよ、そういうことって可能だと私は思っているんですけど、どうなんですか、そこら辺は。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 和田部長、どうぞ。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

場所の関係になると、やはり当然いろいろな規制があって今まで利用ができていない土地への施設の建設ということになりますと、法律とかそういった適用の中で緩和措置は図られてるものも当然ありますし、現実的に建てられないといった規制等でそういった決まったものもありますし、一番は今お話したように数百億円かかる、300億円近い全体の費用の中で、どれだけ減らしながら集約した建物を建てられるかという形になりますので、例えばですけど、土地を新たに求めるということになりますと、新たな用地費が必要になりますし、その上で建設費用もかかってきますので、当然それに係る計画的な予算立てというのも当然必要になってきますので、まずはどの程度のものが必要なのかというところから始めていかなければいけないのかなというふうには思います。

例えば、今お話がありました庁舎のように、大きなものになりますと、どのくらいの面積が必要なのかによって、当然この場所で可能なのかだめなのか、また集約可能な施設としてはどういったものがあるかって、それがこの中で整理ができるのかできないのか、そういった中で、例えば外部にそういった可能性を求めるのか、この土地の中でできるものなのかというようなところの順番になりますので、庁舎のところでは書かせていただいたように、来年度より何年か後に一定の必要な条件を整備した中で、用地のほうも含めた中で、そういった段階に進むのであれば、基本方針つくった中で進めていかなければいけませんし、その場合にかかる費用も当然念頭には入れなければいけませんので、先ほど私がお話させてもらった一般的な公共建築物の建て方については、当然木造平屋であったり、複数階層であったり、RCであったり鉄筋コンクリートであったり、そういったものは多様な

中で考えてまいります。

そういった中で、必要な施設については、今回の個別計画の中で、それぞれの所管の中で、必要があればプロジェクト等をつくって、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 公共施設の再編についてはもう既に、たしか政策総務部長の鈴木さんがやめる直前でしたか、この計画については、次の年度からの最重要課題であると、そういう答弁をいただいたことも実はあるんですよ。私も質問しました。

ただ、それからずっと検討、検討が進めまして、検討がここまで来たのかというところもあるんですが、実はこれって一番重要な課題だと、正直思っているんです。だってそうでしょう。本庁舎、学校、当然これは存続していくものですよ、これは。だけど、いろんな法律やいろんな縛りにかかって、この建物がこのようにできないとか、もっとこれは正面から向き合わなきゃいけない問題だと思いますよ。

建て方についてもそうですし、残していくべきこと、これは今、現状、ごく一部の現状を評価をしたという資料だと私も認識した上でね、この質問をしているんですけど、前に資料をいただいたように、年度ごとの改修の一覧表もいただいているじゃないですか。本庁舎だって31年度にもう、実は建てかえの時期にこれきているわけでしょう、本来。二重丸になっているじゃないですか。

あとは保健センターも42年、国府支所も38年、消防本部だって、これ元県警の建物ですから、34年度ぐらいに、二重丸になっているわけですよ。二重丸って、これ建てかえという意味でしょう。建てかえをなさいという意味でしょう、これ。そういう時期に来ますよという話でしょう、これ。

（「県警の建物じゃない。土地だけ」の声あり）

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 土地だけか、そうかそうか。一応そういう年度に来ているというこの資料は、もうとっくにこれいただいているわけですよ。ですから、個別計画をつくってきたというのは、まあ、それはそれで私も評価しますが、ただやっぱりこの長い間、手をつけてないとかというレベルで、ものだけではなくてもっと、私も外れた質問をしていると承知はしていますよ。ですけど、もうちょっと町の気持ちとか勢いとか、これをこうしなきゃいけないんだというようなことをもう少し付け加え

てもらわないと、全く判断もつかないし、先ほど柴崎さんも言われてましたが、もうちょっと町の考え方をしっかりと前に出していけないと、なかなか理解に苦しむところも出てくるんじゃないかなというところがあります。どうですか、政策総務部長。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 和田部長、どうぞ。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

お答えさせていただきます。本庁舎につきましては、確かに緊急の課題ということで、先ほど常松からお話させていただきましたように、もう実線で囲った中で、来年度4月以降に着手していくと。早い時期に決定をかけていく。

どうしても大きなお金のかかるものですから、計画的に進めていかないと、財源的なところで結局計画倒れになってしまっただけではいけないので、早期のうちに来年、再来年のうちには、何とか建てかえに向けた計画立てを進められるような前段には入っていききたい。

その上で、本来でしたら、その後どういった形でというところがなかなかはっきり出せないところではありますけれども、今回の計画の中では、その以降、基本構想に入り、基本・実施設計、具体的にこういった形の中で進めていきますと。

ただ、どうしても工事につきましては、大きなお金とか、場所的な制約も当然あるかもしれないので、そこまでは明示できませんが、何とかこの1期計画の中に一定の方向性を早いうちに決めて、緊急の課題として取り組んでいかなければいけないという認識を持って、行っていきたいというふうに考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。ほかの委員の方、いらっしゃいますか。

坂田委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 私は、今回のこれを見たときに、ちょっと題が個別施設計画ということで、本当に具体的な個別施設が出てくるのかなと思っておったんですけれども、一応今までの考えを町民の方に何というんでしょうか、パブコメをとるために、ある程度の情報を出してということなんですけれども、私も大前提として、確かに総論賛成の流れの中で、町民、卓話ですずっとやられてきているけれども、各論になるとこれがどうなっていくのかなということを、あのときの職員の皆様頑張っておられましたけど、すごく心配していました。それが今回、このパブリックコメントに出てくると思いますので、少しその辺を考えて、どういうやり方を町はしていったらいいのかなとい

うことは、よく考えられたほうがいいのかなど。情報がある程度、あのときは多分、私たちも資料を積み重ねていけば、今のいろいろな私たちの質問に、いやもう説明してありますよという、多分部長なんかは思って答えられているんでしょうけれども、やっぱりこのパブコメの時点において、その辺の説明をちょっともう1回きちんとしながら出しかえたほうがいいのかなどまず大前提に思いました。

きょうの質問なんですけれども、3点質問させてください。

1点目は、今高橋委員がよく質問していただいたので、私はちょっとここと思うところだけをお話させていただきます。やはり本庁舎だと思います。これが本丸だと思います。大磯町、いろいろと公共施設ありますけれども、比較的ほかの市町村に比べたら、それほどないほうですよ。ただ、本庁舎に対する特異性があると私は思っているんですが、なぜならば、本庁舎は大磯町に1個しかないけれども、そこに国府支所があって、そして消防も2つあって、保健センターは一つですけれども、また図書館も図書館の分室とかを考えると、どうもやっぱり大磯地区と国府地区に配慮をされたんでしょうけど、その流れの時から出てきています。そこをここでどうするかをやるときには、やっぱり本庁舎をどうするかしか私はないと思っているんですけれども、その本庁舎に対する意見というか、いろいろと考えてこられたんでしょうけれども、きょうのパブコメをとろうという、この施設の素案ですか、素案の段階ではそれが見えない。その見えない段階で、もうパブコメという形にいくのか、町は本当はある程度ここまで考えているけれども、まずは町民の人たちにどういう考えなのかを聞こうとしているのか、そのあたり、どう思っているんでしょうか。

もう何回も各施設については行政改革のところに国府支所のことであるとか、いろんなことで上がっています。その中の情報は、十二分に職員は持っていると思います。その中で、本庁舎及びその中心となる施設のことにつきまして、町がまずどうするかということについての施設についての考え方をお聞かせください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

町の考えということですが、基本的には本庁舎については30、31で複合化を含めた建てかえの方向性について調査、協議に入っていくというのが個別計画の中での町の考えになりますので、それ以上というか、その先がどうなるかというところまでは、当然まだ検討段階に入っておりませんので、今現状ではあくまでも来年度より建てかえに向けた協議

を進めていきたいということでございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、坂田委員。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 その30年、31年の建てかえに当たって、庁舎本体で考えていくのか、庁舎を取り巻く、今私は時間がなくなるので、再度言いませんけれども、消防のことであるとか、図書館のことであるとか、保健センターであるとか、庁舎機能の統合化というか、そういったことについて、また国府と大磯の流れについても、そこまでも含めて、30、31で考えていくということでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 和田部長。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田です。

基本的には、庁舎をとということではなくて、本庁舎施設つくりますので、行政機能をそこで行えるだけのパッケージができ上がるものなのかどうかというのが一番になりますから、そこに行政が持つべき複合的なものが入るのかどうかということになります。

ですから、保健センターと国府支所を統合するというのではなくて、町が行政運営するのに必要なものをその場所で設置ができるかどうか、これをまず考えた中で、複合化というのは町民が御利用される1番じゃない施設なんかの、例えば複合化をやっていけるのかとかということになりますので、まずは町が持つべき行政機能を行えるだけの大きさのものがどの程度必要で、どのくらいの費用がかかるもので、それが例えばどういった場所で設置が可能かというようなところの調査にまず入っていききたいということでございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、坂田委員。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 10年ほど、もう少し前でしょうか、十数年ほど前に、本庁舎特別委員会というのができて、当時私もまだ1期目か何かだったので、状況の中で、庁舎を移転するんだなというような空気感の中で、その特別委員会において、本郷山とか幾つかの施設を視察というか、見にいった覚えがあります。

そのときに、正式のコメントではなかったと思いますから、議事録にどこまで残っているかわかりませんが、やはり大磯町のこれからのことを考えると行政施設の運営経費のことや、そういったことを考えると、やっぱり大磯町の国府地区と大磯地区のある程度真ん真ん中に、ある程度のそこのにつくれば、いろいろなものの集約ができるというような空気感の中で、私はそのときに小磯地区を中心として国府地区の小磯側というんでしょうか、あの辺のところを何件か見にいったというような記憶が残っています。

そういった流れの中のことは、今積立金もこのところで数年ちょこちょこ始まりましてけれども、そういう流れの考え方は一切今のところなくて、本庁舎は本庁舎、ほかのことはほかのことというような流れで始めてしまうのでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 和田部長。

○政策総務部長【和田勝巳君】 政策総務部長の和田でございます。

当然、前に庁舎の設置の委員会ができて、私もいろいろと覚えている中では中間位置、16号のトンネルの前後ぐらいに懸案だったそういった施設ができないかということで、いろいろと協議をされたということは承知はしております。

先ほどお話しましたとおり、広大な土地がもともと町の中にあつてとか、町が所有しているものとか、例えば国等からもらえるような土地があつたりとかして、その場所での活用がすぐにできるということであれば、当然そこを検討の対象とすることはできると思いますが、まずは先ほどもお話しましたとおり、町がどの程度、必要性のある大きさが町として今必要なのか、その中で集約できるものがどういったものなのか、それはあまり集約集約と言ってしまいますと、今言ったように広大な土地をまず用意しないと、1カ所にそれは全部そろってしまえば一番いいですが、そういったこともできませんし、例えばですけど、消防等をあわせるにしても消防も今ところは手狭になりますので、そうすると、完全にどこか別の土地を用意しない限りは一緒につくるということではできなくなりますので、まずはさきにお話しましたとおり、本庁舎機能、行政機能をどの程度の大きさで必要かといった判断もそこまではされていないと承知していますので、まずそこを第一に調べていかなければいけないと思います。

その上で、必要なかかる建設費用、近隣でも大分大きな金額がかかっているようですので、そういったものを踏まえた中で、場所の検討という形でその辺を、30、31の2カ年の中で検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 坂田委員。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 じゃ、その件については、やっぱり本丸だと思います。やっぱり本庁舎の、要するに町が行政機能をどうするかによって行政改革ができるということが本丸だと思いますので、30、31年、ちょうど所管課ですので、しっかりやっていきたいと思っておりますので、町も頑張ってくださいと思っています。

次に、2点目なんですけれども、この中で、集約化ということでは、指定管理をしているところや委託をしているところ、今現在。それから、町直営ではあるけれども集約化と

うか、民間移管というような感じのことが書いてある幾つかのところがあります。

これにつきましては、まだこの時点では町が主体となって、町の中での情報集めと町の判断だと思うんですけども、やはり、今現在そういうところで動いている人たちの意見等のことはこの資料の時点では出ているんでしょうか。意見が入ってつくられているんでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

今回の個別施設計画に関しましては、先ほどの説明の中でもちょっとお話をさせていただいたんですけども、今後の取り組みについてということで、6番のところにも記載をさせてもらっておりますけれども、一応町としての方向性を出した中で、今後それぞれ協議、関連する町民ですとか利用者、関係団体との協議というような形で、十分調整を行いながら進めますということで記載をさせてもらっているとおりでございますので、まだこれから、これに向かつての協議調整を行っていくという形でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、坂田委員。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 では、そこはきちんとやっていただきたいと思います。

最後に私も、地区会館系の話なんですけれども、民間移管という新しい、そういうのをほかの市町村で聞いたことがありますので、そういったことで踏み出すんでしょうけれども、もちろん法令もつくらなければいけない。法令というか、大磯町の条例みたいなものもしっかりやっていかなければいけないと思うんですけども、それ以上に私も、各会館がいろんな歴史感を持っている、それが建てられるまでに大磯町の、それこそ私が生まれる前からの流れの中で建ってきた流れがあると思うんですね。それに携わっていた人たちが、まだ御存命の方もいらっしゃれば、そうではなくて、わからない情報の中で町と相談をしなければいけない段階になるという地区もあると思います。

ですが、やはり私は、この会館がどうなるかが大磯町の協働といいますか、町民一人一人がこの大磯町でどのようなまちづくりをするのかというキーだと思いますので、時間はないんでしょうけれども、ですが、丁寧にやっていただきたいと思いますので、その辺はしっかりとお願いをしたいと思いますが、今後どのような形でこの問題についてはやっていかれるんでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松、お答えいたします。

先ほどの説明の中でも、スケジュールの中でお話をさせていただいたんですけども、30年度、来年度におきまして、いろいろな調整ですとか、準備というような形の中で、スケジュールのほうは見ておりますので、各地区等とも細かい内容の協議をしながら、理解を得ながら進めていきたいというようなことで考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 二宮委員。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 今の関連だと思いますが、4ページの「5. 個別施設計画における視点」というところで、その中の3番目で築年数が浅く、計画的な予防保全や維持保全に取り組めるものや、民間活力の活用や民間への移管や自治会、地縁団体の移管が検討可能なものとされて、この施設が、20ページ第1期のところで6施設選ばれたと思うんですけども、これは卓話集会の中で、いろんな町民の意見を聞かれて、この施設が選ばれたかどうかを、私の中でわからなかったので、それを教えていただけますか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

今の御質問の内容ですけども、今委員のほうでおっしゃられた4ページのところの視点というようにところもございます。それと、基本的に個別施設計画は各所管課がございまして、各所管課のほうで個々の施設に関しての個別の内容を、たたき台というか基本をつくってもらった中で、それを集約して個別施設計画という形の一つのものにしてございますので、所管課のほうでの意向の中で、こういった施設から取り組んでいこうというような形の中で、今回この6施設のほうを上げさせていただいております。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 二宮委員。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 最初に10年計画があって、前期と後期という形でされていき、その計画をもとに作成されていくかと思うんですが、ここに書いてある地元会館ですと、町内会費とかを集めて運営したり、いろいろしているところがあるんですけど、そこら辺の移管ということに関して、どの程度理解をして、それをベースに運営をしていかれようとしているか、教えていただけますか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

各地域会館、それぞれ地区によっていろいろ状況が違うと思います。基本的な線をつくった中で、各地区のところの会館によってもいろいろ状況が違うと思いますので、それぞれ個別に調整をしながら、進めていくというような形になるというようなことで考えてございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 二宮委員。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 平塚がたしか、ことしからだったかな、駐車場代を少し取るようになって、また、まちづくり財団とかでコンサートとかかれて、それをもとに、ある程度の金額をもとに反映していきながら、いろんな計画もされていくんだと思うんですが、そこら辺の考え方みたいなのはあるんでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、総務課どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

各地域会館のほうの運営等については、今おっしゃられたように、いろんな市町村のところでもいろんな活用方法をされていると思います。

自分のところで施設を所有した中で、こういった形の中で利益を上げるというか、その施設の維持管理費にとれるようなお金を使っていけるというようなところの部分は、いろいろな事例ですとかいろいろな考え方、地区にあるところございますので、その辺はまたいろいろ協議をしながらの中で整理をされていかれるようなことになるんじゃないかというふうなことで考えでございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 関委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 この公共施設の計画、これは今まで建ってきた公共施設が老朽化してきて、このまま放っておくと、整備だとか建てかえに莫大な金がかかるということで、そうすると財政負担が大変になるというふうな基本的な考え方でこの計画が作成されたと思うんです。

だから、どういうふうに、今建てかえると300億円くらいかかるというんですが、そういうことを考えて、大磯としては、標準的にどういうふうにこれを、基本的な考えがございませぬ、公共施設は面積で15%減らそうとか、だから、そういう基本的な考え方に沿っ

て、この公共施設をどういうふうにも再編成していくか。

これを見ると、余り統廃合とか複合化というのは具体的になっていないんですが、やっぱり経費を減らしたり、財政負担にならないような方法を考えなきゃ、さっき二宮委員が言いましたけど、公共施設をもっと活用して、収入を得るということ。あるところではコンビニを役場の中に入れたとかいうような、そういうものを考えて、財政負担にならないようなことを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、財政的な計画はそういうふうになっているのか。あと、基本的な考えはどうで、目的を達成するのか、それが具体的にわからないんですが、財政との関係です。その辺をよく、本来の目的は、このまま公共施設が老朽化して、このまま放っておくと財政負担になって大変だと。それにならないようにということで、その辺の考えをもって計画を進めていただきたいと思います。その辺の考えをお聞きしたいです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ。

○総務課公共施設再編担当主幹兼公共施設係長【常松 隆君】 総務課・常松でございます。

今、委員のほうからお話がありました内容ですけれども、先ほども触れておるんですが、総合管理計画の中でそういった、今後かかる費用のところの金額等の算出等もやってございます。それを解消するというか、今後も財政運営を行っていくためにはというようなところで削減の数値目標というのも、その総合管理計画の中で定めておまして、建物の更新時期には15%延べ床面積を削減をして更新をしていくというような形の目標も定めてございます。

そういったことによって、施設にかかる費用のところ、町の今後の財政状況の中でも維持管理がしていけるだろうというようなところで算出した数値になってございます。

個別施設計画につきましても、先ほどお話をさせていただいたように、30年間で10年間ずつの3期計画というようにところで計画のほうは定めております。

第1期の計画の中でなかなか、15%一気にというところは難しい状況がありますので、1期、2期、3期の中で面積的なところの数字を落としていくというようなところも見た中で考えてございます。そんな状況でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。あとほかの委員いらっしゃるんですか。ないですね。

質疑を終了します。

議題（３） その他

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 （３）「その他」として町側から報告事項、何かありますか。どうぞ。

○消防長【岩本清嗣君】 消防本部・岩本でございます。

お時間いただきましてありがとうございます。

今回、情報提供ということで、１件説明させていただきたいと存じます。

大磯町手数料条例のうち、消防総務課に係る部分について改正が必要になりました。これについては３月議会定例会で議案提出の予定でございます。

それでは、担当から説明いたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○消防総務課長【関口一郎君】 消防総務課の関口でございます。

大磯町手数料条例の一部改正について説明いたします。

改正概要は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月下旬公布、4月1日施行されることに伴い、大磯町手数料条例の一部を改正するものです。

改正内容については、人件費単価、物価水準の変動に伴い、現行の手数料との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い、現行の手数料の標準額が見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について、政令の一部が改定されるものでございます。

大磯町手数料条例につきましても政令に準拠し改正するもので、危険物関係の事務に係る手数料となります。

情報提供の３番目、上段につきまして、設置許可に係る手数料、中段につきましては完成検査前手数料、下段につきましては保安検査に係る手数料でございますが、いずれも500キロリットル以上の大型のタンクで本町に該当する施設はありません。神奈川県内におきましては横浜市、川崎市、横須賀市、綾瀬市に設置されている石油コンビナートなどの大きな施設が対象となります。

スケジュールにつきましては記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの大磯町手数料条例の一部を改正する条例について、確認したい点

がある方は挙手をお願いします。ないですか。

質疑を終了します。

これで町側からの説明を終わります。御苦労さまでした。

それでは、その他、委員のほうから御意見はないですね。

これもちまして、総務建設常任委員会協議会を閉会いたします。

本日は御苦労さまでした。以上です。

(午前 10時55分) 閉会
